

徳島県告示第五百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年八月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

星河内土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	坂 口 義 輝	坂 口 義 輝	徳島市上八万町星河内八二六
同	佐々木 成 治	佐々木 成 治	同 八五三
同	武 市 慧 治	武 市 慧 治	同 八四〇
同	河 上 勝 夫	河 上 勝 夫	同 六三六
同	北 原 征 一	北 原 征 一	同 六三七
同	坂 本 正 美	坂 本 正 美	同 七一一
同	曾 良 秀 明	曾 良 秀 明	同 八〇三
監 事	佐々木 惺 司	佐々木 惺 司	同 八六四
同	佐々木 岩 水	佐々木 岩 水	同 四五四―五
同	里 邦 夫	里 邦 夫	同 五四四